

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		商店街振興組合の定款変更の認可
根拠条例・規則等名		商店街振興組合法
条 項		法第62条第2項
所 管 部 課		経済局 商工観光部 商業振興課（電話：048-829-1364）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>組合の定款変更の認可の基準</p> <p>ア 定款変更の認可については、その内容が事務的なものである場合は特に問題はないが、組合の実態に影響を与えるもの、例えば地区、事業、組合員資格、出資1口の金額等を変更しようとするものである場合は、特に慎重に検討する。</p> <p>イ 定款変更の認可の基準は、組合の設立の認可基準に準ずるものとする。ただし、組合の設立の認可基準のア及びイは、地区の拡大に係る定款変更についてのみ考慮するものとする。なお、この場合にあっては、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずる恐れがないことを証する書類の提出は必要ない。</p>
	設定等年月日	平成16年2月24日設定 平成19年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	14日間
	設定等年月日	平成16年2月24日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		